

安全・危機管理ワーキンググループ 議事概要

2014年4月15日

文責：平井昭光

日時：平成26年4月15日（木）18:00～20:00
場所：株式会社トーヨーアサノ6F会議室
出席者：鈴木修常務理事、坂谷理事、守本理事、鈴木一行国際委員会委員
大坪外洋安全委員長、平井理事
寺澤JSAF事務局次長
合計7名

議事概要

1. 坂谷理事からの背景説明

- ・2月に函館で行われた外洋合同委員会で検討された危機管理委員会をきっかけとする設立の背景の説明ー今般の落水事故などの発生、グアムレース以降主催者が訴訟の対象となる事実、主催者保険との関係での主催者の意義等を考えると、JSAF 緊急対応マニュアル作成の必要性が認められる。そこで、1年程度を目途にマニュアルを作成する。
- ・鈴木修常務：ディンギー系においても危機管理は重要だと思われる。
- ・外洋東海の危機管理マニュアルでは、ディンギー系は対応できていない。全体をまとめるものを作成するか、それとも、外洋系とディンギー系で2系統のものを作成するか。鈴木修常務としては後者が良いのでは。
- ・大坪：今日のアジェンダをまず策定すべき
- ・鈴木一行：ステークホルダーの中のJSAFの立ち位置をまず、議論すべき。JSAFが本部としてどう守っていくか。バラバラにならないためにどうしたら良いか。
- ・大坪：JSAFがやるべきことを明確に。JSAFの責任と主催団体の責任は？
- ・鈴木一行：オーナー、スキッパー教育をする必要がある。
- ・JSAFは共催している。主催団体がまず責任を取るとしても、主催団体が責任を取りきれなければJSAFも責任を負うこととなる。
- ・平井：JSAFの責任と加盟団体の責任は。共同主催を除けば、人の重複、指揮命令系統、資金関係等の関係性が強ければJSAFに責任が行く可能性がある。
- ・共同主催の意味は？実際はあまりないのではないか。共同主催となれば、外部的にはJSAFも責任を負わざるを得なくなる。
- ・守本：JSAFは開催については関係ないのでは？主催団体の意識が低い。それを上げるのはJSAF。教育とか。レースオフィサーの教育。
- ・大坪：同意。レースオフィサーの教育の改革も必要。
- ・守本：医者で危機管理を知っていると思っていたが、そうでない。新人に危機管理の教育をした。マスメディア対策は大事。JSAFのスタンスと主催団体の広報のスタンスが一致していることが大事。
- ・坂谷：SNSの取り扱い。海上保安庁が情報統制を要請してきた。
- ・マニュアルを作った後、啓発活動が必要。
- ・どういうものを作るのか、作った後どうするのか。これは別。
- ・坂谷：JSAFの理事会の認識が問題。
- ・公益財団法人の理事は無限責任では？
- ・事故の範囲、報告の義務の問題。どうするか。安全委員会への報告の義務はない。
- ・理事の責任については、法的な問題について調べておく。一般社団・財団法人法第117条。民法709条など。

- ・平井：諸外国は？US、UK、オーストラリアの状況は。ISAFセーリング・ワールド？
 - ・最初にフレームワークの議論をする。それから中身、活動へ入っていく。
 - ・全日本運営規定には共催の規定がある。ディンギー系は、主催レースがある。オリンピックウィークなど、通達に書いてある。
 - ・自己責任はディンギーの場合どうなるのか。管理区域ならば責任者？
 - ・鈴木常務：まず、外洋系の議論を先に進めて、その後、ディンギー系がフォローする。
 - ・次回の理事会では、委員会立ち上げの報告。段々、進捗を報告。
 - ・外洋系では、JSAF共催は必要ないかもしれない。公認では如何か？
 - ・大坪：NAとしての責任、主催団体としての責任については、纏めていくことが必要。また、啓発も大事
 - ・平井：シンポジウムという形式も良いかもしれない。皆でディスカッションするという形の方が受け入れられやすいかもしれない。
 - ・メンバーは来る者拒まず。広報もいづれ入ってもらいたい。マスコミの方の話を聞くのも良いかも。
 - ・坂谷：提言の中に、JSAFの中に危機管理委員会を作るべきとの提言が入るかもしれない。
2. 宿題：理事の責任、JSAFの責任（主催がある場合とそれ以外）をチェック。加盟団体が責任を負う場合のJSAFの責任について
3. 次回開催日は以下の通り。
6月13日
場所は、トーヨーアサノ 6階会議室とする。

以上。